

かぎしっぽの会 会則

第1条(名称)

本会は、かぎしっぽの会と称する(以下「本会」という)

第2条(所在地)

本会を次の所在地に置く。



第3条(目的)

本会は、動物愛護の精神および法律にのっとり、猫の適正飼養を普及啓発し、野良猫や捨て猫の増加を阻み、人と猫との共存を図ることを目的とする

第4条(活動)

本会は、第3条の目的を達成するため以下の活動を行う

- ・ 山口市が取り組む「地域猫活動」への協力
- ・ TNRの周知および実施
- ・ 猫の不妊・去勢手術(対象の猫の捕獲・動物病院への搬送)
- ・ 疾病及び負傷した猫の保護および治療
- ・ 地域猫への給餌
- ・ 捕獲機の貸し出し
- ・ 会員による相互連絡会の開催(月に1回程度)

第5条(会員)

本会の目的に賛同し、ボランティアとして共に活動することを望む者を会員とする

第6条(役員の定数及び選任)

役員は、会長1名、1名以上の副会長・会計・広報を置くこととし、年度最初の相互連絡会において選出する。

第7条(役員の任務)

会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する

副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時には会長を代行する

会計は、責任者として事業の会計を行う

広報は、広報資料の作成、報道媒体への周知対応を行う

第8条(役員任期)

役員任期は1年とする。但し再任を妨げない

第9条(会計)

本会の運営は、会費その他の収入をもって賄うものとする
運営費の使用は相互連絡会で決定する。

但し緊急の場合は事後報告によっても承認されることがある

第10条(会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第11条(設立年月日)

本会の設立年月日は平成30年4月15日とする

付 則

本会則は平成30年4月15日から実施する

この会則を実施するため、役員会は別に細則を設けることができる